

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会
使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ

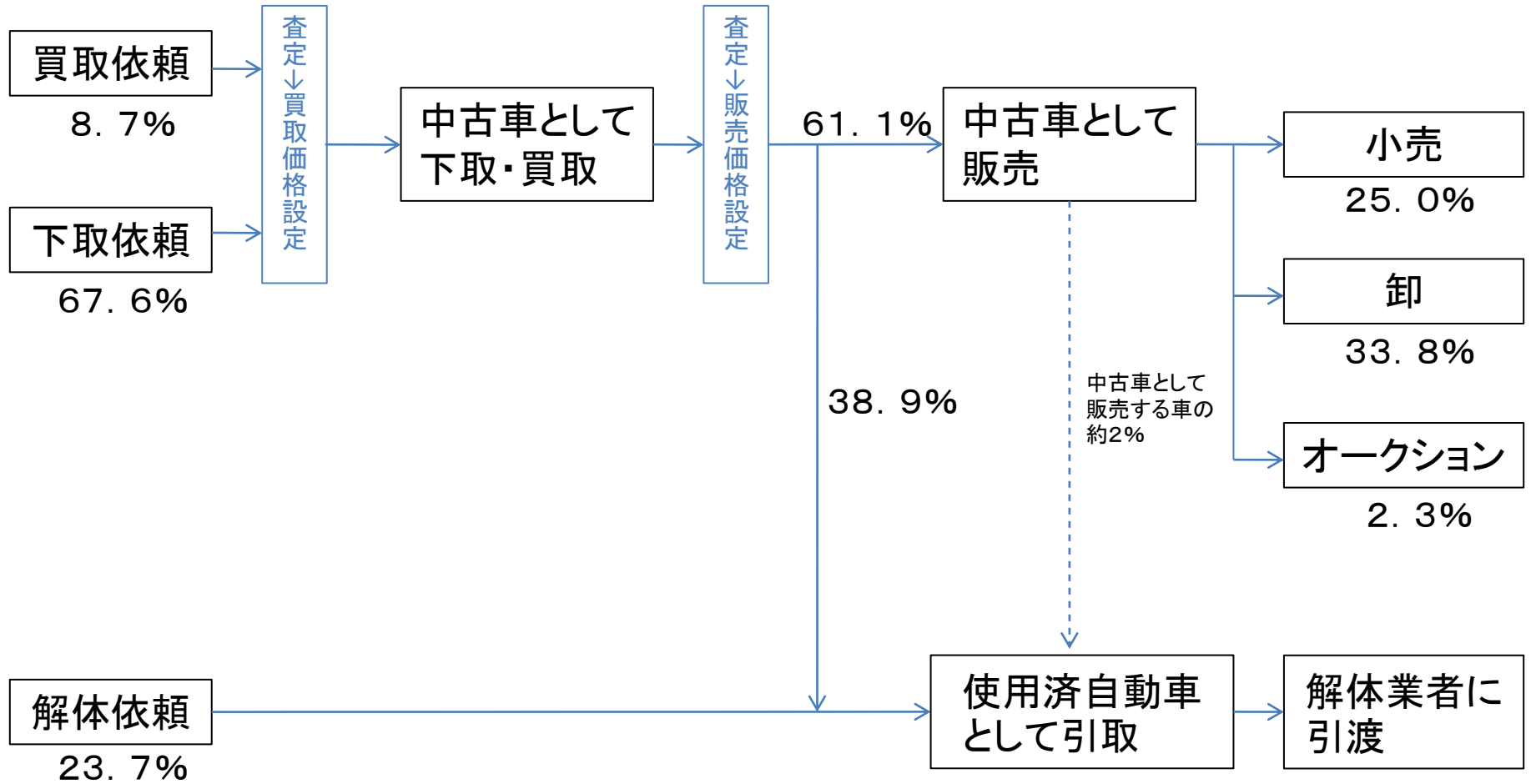
第2回合同会議説明資料

平成22年9月1日

(社)全国軽自動車協会連合会

引取・買取・下取を求められた車の業務フロー

ダイハツ東京販売(株)



下取車・買取車の買取、販売等について

ダイハツ東京販売(株)

(1) 買取価格決定方法

① 価格決定者

- ・ 中古車店舗の店長(新車店舗から査定書をFAX)

② 査定の項目・基準

- ・ 査定協会の指定項目・基準

③ その他留意点

- ・ 車種、塗色等による市場での人気度合い
- ・ 中古車販売店頭での引合いの有無

(2) 下取・買取価格が0円となった車の取扱い

- ・ 査定価格が0円の際に、使用済自動車とする場合と販売に回す場合がある。
- ・ 査定協会の査定基準に当てはまらない希少車・骨董的価値のある車が存在する。
- ・ 査定協会の基準で0円と査定されても、市場価値が認められ販売することが可能である。
- ・ 場合によっては、それに応じて下取・買取価格を上げることもある。

(3) 中古車として下取・買取した車を使用済自動車に変更した事例

① 事例

- ・ 再販できると見込んで商品としてみたが、数か月を経過しても販売の見込みがなかった。
- ・ 一見しただけではわからない箇所に瑕疵があることが後に判明し、商品とはならなかった。

② その割合

約2%

第1回WGの資料3及び資料4に対する意見

- (1) 引取業者が自動車の所有者から引取を求められた際の関連情報提供のあり方について
 - ・ 引取業者が情報提供しなければならない情報の範囲は、ガイドラインが使用済自動車と示す車両の損壊状況や主要部品の欠品状況の説明を中心とすべきである。
 - ・ 市場の評価は市場が決めるので、引取業者は最終的な判断ができないのだから、自社での査定結果については、目安としての情報提供に留めるべきである。

- (2) 使用済自動車と判断される車両の判断基準について
 - ・ 判断基準の策定に当たっては、使用済自動車の判断基準を明確にすることによって使用済自動車をより多く発生させることよりも、リユースを優先するという観点が必要ではないか。
 - ・ 使用済自動車の判断基準は、100人が100人市場価値がないと認めるものに限定すべきではないか。
 - ・ 不法投棄車は、所有者の意志が示されないので、引取等他のケースと異なる基準でもよいのではないか。

- (3) その他
 - ・ オークションを、商品中古車だけでなく使用済自動車の取引の場とすることについて検討してもよいのではないか。